



島根県報

令和4年7月26日（火）

第 331 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則 (都 市 計 画 課) 2

【告 示】

土地改良区の定款変更の認可 (農 村 整 備 課) 2

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 2

漁業災害補償法の規定による同意 (沿 岸 漁 業 振 興 課) 3

土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 3

土砂災害警戒区域の指定 (") 3

土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (") 4

土砂災害特別警戒区域の指定 (") 4

公布された条例等のあらまし

◇島根県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則（規則第67号）

- 1 規則の概要
行政手続における押印等の見直しに係る規定の整備（第11条関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

規 則

島根県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第67号

島根県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則

島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「署名押印」を「記名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示**島根県告示第530号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市湖陵町土地改良区の定款変更を令和4年7月19日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第531号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市日白町字邸余り183-1、字屋敷余り183-続2、字家ノ上184、527、528-1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第532号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和4年7月26日

島根県知事 丸山達也

1 (1) 加入区の名称

美保関

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄8に掲げる漁業の区分

2 (1) 加入区の名称

海士町

(2) 加入区の区域

海士町漁業協同組合の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

島根県告示第533号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、令和3年島根県告示第578号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年7月26日

島根県知事 丸山達也

1 解除に係る市町村の名称

雲南市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

上ノ段B

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第534号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
雲南市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
 - (1) 急傾斜地の崩壊
上ノ段B
 - (2) 土石流
三谷川支川
- 3 指定の区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第535号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和3年島根県告示第579号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る市町村の名称
雲南市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
上ノ段B
- 3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第536号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
雲南市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称
 - (1) 急傾斜地の崩壊
上ノ段B
 - (2) 土石流
三谷川支川

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）